

草の根・人間の安全保障無償資金協力の外部委嘱員の募集

令和5年11月

在バングラデシュ日本国大使館（以下、「当館」と言う。）は、草の根・人間の安全保障無償資金協力の業務に関する期限付の外部委嘱員（以下、「委嘱員」と言う。）1名の募集を行います。

1 業務内容

委嘱員は、当館との委嘱契約に基づき、草の根・人間の安全保障無償資金協力（※）について、大使館（所在地：首都ダッカ）近隣に居住しながら、当館館員の指示のもとで、以下の業務（現地調査を含む）に当たります。

- ◎申請案件の受付、技術的検討、事前調査
- ◎既往案件のモニタリング、フォローアップ
- ◎贈与契約の署名式、引渡し式等の式典補助
- ◎各種資料作成
- ◎その他「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に関連する業務

※草の根・人間の安全保障無償資金協力とは

ODA（政府開発援助）のスキームのひとつ。非営利団体（NGO、医療機関など）が実施する、草の根レベルの住民に直接裨益するプロジェクトに対して資金供与を行うものです。詳細は以下を参照ください。

【草の根・人間の安全保障無償資金協力（外務省ウェブサイト）】

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/index.html

2 業務場所

在バングラデシュ日本国大使館内執務室

※委嘱契約上は、毎月の成果に対し、謝金を支払うものになります。しかしながら、当館館員との円滑なコミュニケーションのため、平日（日～木曜日）9:00～12:30、13:30～17:00を目安に、執務室での業務をお願いしています（金・土曜日、当館の休館日は休日です）。

3 委嘱期間

令和6（2024）年4月1日～令和7（2025）年3月31日

※令和 7（2025）年 4 月以降は、委嘱員及び大使館の合意により契約期間の延長可否を判断します（最大 3 年間（2027 年 3 月 31 日まで）契約可能）

4 待遇

（1）月額謝金

規定に基づき、専門性を考慮し、一定額が米ドルで支給されます。

参考まで、目安として月額 37 万円相当程度の実績があります。ただし、同額もしくはこれ以上の金額での委嘱契約の締結を保証するものではありません。

（2）渡航費等 ※バングラデシュ在住者は支給対象外です。

必要に応じて、委嘱契約締結後に以下を支給します。

◎航空賃（空港使用料を含む）：本邦から当地までの往復航空賃（最短経路のディスカウント・エコノミー、空港使用料込）を実費支給

◎支度料：往路時のみ一定額を支給

◎移転料：往路時のみ一定額を支給

◎査証料：先方政府に支払う査証料を実費支給

◎予防接種料：渡航時のみ、実費支給（腸チフス、日本脳炎、狂犬病、A 型肝炎、B 型肝炎）

◎住居費：規定に基づき実費支給（上限月額 18 万円程度）

（3）その他

当該委嘱契約は、雇用契約とは異なり、雇用関係を発生させないものであり、通常の雇用関係に発生する福利厚生等の待遇は適用されません。また、在外公館の館員としての地位を有さないため、外交使節団の構成員として特権・免除を受けることはできません。なお、海外旅行保険（緊急移送経費を含むものをおすすめします）や入国ビザなどについてはご自身で手配していただきます。

5 応募条件

◎日本国籍を有し、大卒程度以上の学歴を有すること

◎日本語について、各種報告書等作成に必要な文書作成能力があること

◎英語について、業務遂行に必要な能力（文書作成、会話、交渉等）があること（公用語のベンガル語は必須でないですが、可能な方は一層活躍できます）

◎パソコン操作による一定の事務処理能力を有すること（Word、Excel 等による文書作成、表計算など）

◎途上国支援やバングラデシュの社会経済開発に関心を有すること

◎心身ともに健康であること

6 応募

(1) 応募方法

以下の書類を下記担当者まで電子メールにて送付ください。メールの件名は「草の根外部委嘱員応募（氏名）」としてください。

◎和文履歴書（顔写真付、日中連絡可能な電話番号を記載、英検/TOEIC/TOEFL等の資格・点数を記載）

◎志望動機・自己PR（A4版1枚程度、様式自由）

(2) 応募締切

2024年1月25日（木）（必着）

※個人情報については、選考の目的のみに使用します。

(3) 担当者（応募・問合せ先）

在バングラデシュ日本国大使館 経済・開発協力班 岩崎 大知

メールアドレス gghsp@dc.mofa.go.jp

(4) 選考方法

一次選考：書類選考

二次選考：電話又はオンライン面接（一次選考通過者のみ）

一次選考後、通過者のみに通知の上、1月下旬～2月上旬を目処に二次選考を実施します。日時については、二次選考対象者と個別に調整の上決定します。

(参考：草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援の例)



新生児集中治療室に機材を供与し、子どもの命を救う一助となっています。



供与したバスにより、子どもたちが学校に通うことができるようになりました。